

平成 26 年度 事業計画

1 基本方針

新たな農地政策として農地中間管理事業が展開されることとなり、当公社が農地中間管理機構の指定を受けて、農地の集積・集約化に積極的に取り組む。

このため、県、市町、農業委員会、農業協同組合等関係団体との総合的な連携を更に推進し、農地情報の収集に努め、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を促進するとともに、耕作放棄地の有効利用を促進するため耕作放棄対策の強化を図る。

諫早湾干拓農地については、環境と調和した先進的な営農確立に向け、県をはじめ関係機関と連携の下、農地リース事業を推進する。

また、潮受堤防排水門開門訴訟及び開門差止仮処分については、平成25年11月12日の開門差止の仮処分決定を得たが、国が明確な態度を示さないため、双方が間接強制手続を行うなどの状況にあるが、干拓地での営農が安定的に継続できるよう今後とも農地借受者等とも連携し、開門阻止に向けて活動を行う。

2 事業内容

(1) 農地中間管理事業

① 農地貸借事業

地域内の分散、錯綜した農地を集約する必要がある場合や経営規模の縮小や離農等を図る農業者等が所有する優良な農用地について、農地中間管理機構である公社が借り受け、規模拡大を目指す認定農業者、農業生産法人、集落営農組織等の担い手がまとまった形で農用地の利用ができるように配慮をしながら貸付を行う。また、公社が借り受けた農地の管理も実施する。

(事業計画)

区 分		面 積 (h a)	備 考
農地貸借事業	借受面積	9 4 0 ha	管理農地 1 4 0 ha
	貸付面積	8 0 0 ha	

② 農地売買事業

経営規模の縮小や離農を図ろうとする農業者がその農地の売却を希望する場合に、規模拡大等を図ろうとする担い手との農地売買の仲介をすることで農地の有効利用を促進させる。

(事業計画)

区 分		面 積 (h a)	備 考
農地売買事業	買入面積	3 ha	短期借入金
	売渡面積	3 ha	

③ 農地利用条件改善事業

経営規模の縮小や離農を図ろうとする農業者の農地を公社が借り受け、その農地をより有効利用が図れるよう利用条件を改善して、担い手に貸し付ける。

(事業計画)

区 分		面 積 (h a)	備 考
農地利用条件改善事業	整備面積	3 0 ha	国1/2 借入金1/2

(2) 耕作放棄地解消総合対策事業

① 耕作放棄地有効利用促進事業（県単 平成19～）

耕作放棄地を新たに引き受けて耕作を開始する農業者等に、復旧費用を助成し、農地の有効利用等を促進する。

（事業計画）

事業名	助成単価等	面積	備考
耕作放棄地有効利用促進事業	基本単価 30千円/10a 大規模加算 5千円/10a 重機加算 10千円/10a	30 ha	H25実績 12.04 ha

② 新規就農促進基盤整備支援事業（県単 平成24～）

公社が中間保有又は中間保有予定の耕作放棄地について、市町が実施する耕作放棄地解消整備事業によって優良農地とし、新規就農予定者及び前年度就農者へ無償で貸し付けることによって新規就農の促進を図る。

事業名	助成単価等	面積	備考
新規就農促進基盤整備支援事業	国50%、県30%、 市町15%、受益者5% (公社から助成)	2.0 ha	H25実績 1.36 ha (4件)

(3) 諫早湾干拓農地保有管理事業

平成25年度から新たな5年間の利用権を更新し、農地借受者の営農計画達成に向けた営農活動の支援及び環境保全型農業の実施に関する協定の推進並びに農地の管理・作付状況の実態把握等を関係機関と連携し推進する。

潮受堤防排水門開門問題については、農地借受者等とも連携して、開門阻止訴訟等の活動を行う。

① 諫早湾干拓農地貸付計画

利用権の更新に当たり、リース料を10アール当たり標準2万円とすることとし、徴収確保に努める。

借受者	面積	賃貸料	備考
40件	666ha	130,000千円	

② 宅地等用地

平成25年度末に2区画1,646㎡を売却したが、本年度も関係機関とも連携し、宅地等用地の売却促進に努める。

(参考)

	区画数	面積 (㎡)	備考
全体	91	84,703.53	取得額 341,000千円
緑地等	16	14,320.86	売却対象外
宅地			
総数	75	70,382.67	
売却済み	34	30,172.27	
未売却	41	40,210.40	